

25 災害予防対策の強力な推進について

県担当課（室） 河川課

【提言・要望の趣旨】

流域における総合的な防災対策を、より機動的に強力に推進するため、「総合流域防災事業」における制度の拡充を図ること。

再度災害防止のために必要な緊急事業の予算は治水予算とは「別枠」とし、機動的、集中的、確実に実施できる仕組みを構築すること。

【徳島県の現状と課題】

近年、全国各地で相次ぐ激甚な水害・土砂災害により、幾多の生命と財産が失われております。また、地球規模の気候変動に伴う異常豪雨の増加や東南海・南海地震が今世紀前半にも発生が懸念されるなど、災害に対する県民のリスクはより高まっています。

「総合流域防災事業」は流域一体となった総合的な防災対策を推進する事業であり、「圏域」ごとに予算が配分されていますが、本県では出先機関の統合により「那賀川圏域」と「海部圏域」が一つの組織として再編されています。このような広域化の進展と整合を図り、より広域的な観点で事業を効果的・効率的に推進するためには、一定期間ごとに「圏域」を見直す必要があります。

また、本県では来るべき「東南海・南海地震」への備えが急がれており、「圏域」の一体的な安全性の向上を図るため、「河川改修事業」等と連携を図った「地震・高潮対策」を推進する必要があります。

さらに、水害や土砂災害に対する「ソフト対策」は、現地でのわかりやすい情報提供が効果的であるため、従来の「ハザードマップ作成に関する調査」に加え、「まるごとまちごとハザードマップ」等の「標識設置」を積極的に推進する必要があります。

一方、平成19年度に打ち出された河川管理施設等の戦略的維持管理を推進するため、樋門や排水機場等の河川管理施設について劣化度の診断により総合評価を行い、従来の全部更新から部品ごとの修繕に転換し長寿命化を図ることが効果的であります。

このようなことから、「総合流域防災事業」について「圏域」での一体的な取り組みが、より効果的、効率的なものとするため、これらの事業を統合化（パッケージ化）するなど、制度をさらに拡充する必要があります。

また、水害等の被災箇所への緊急対策である「床上浸水対策特別緊急事業」や「激甚災害対策特別緊急事業」等は「治水予算」から配分されるため、激甚な水害等が連続するとこれらの占める割合が急増し、本来は災害予防として実施されるべき「一般改修事業」等が抑制されることとなります。

その結果、被災箇所の後追いの対策に追われ、災害対策の基本である「予防対策」がままならない状況となっていることから、「再度災害防止」のため緊急的に実施する必要がある事業は「治水予算」とは「別枠」の予算とし、毎年の災害の状況に応じ機動的に対応できる仕組みを構築することが重要です。

【提言・要望の具体的内容】

1 「総合流域防災事業」の制度拡充を図って下さい。

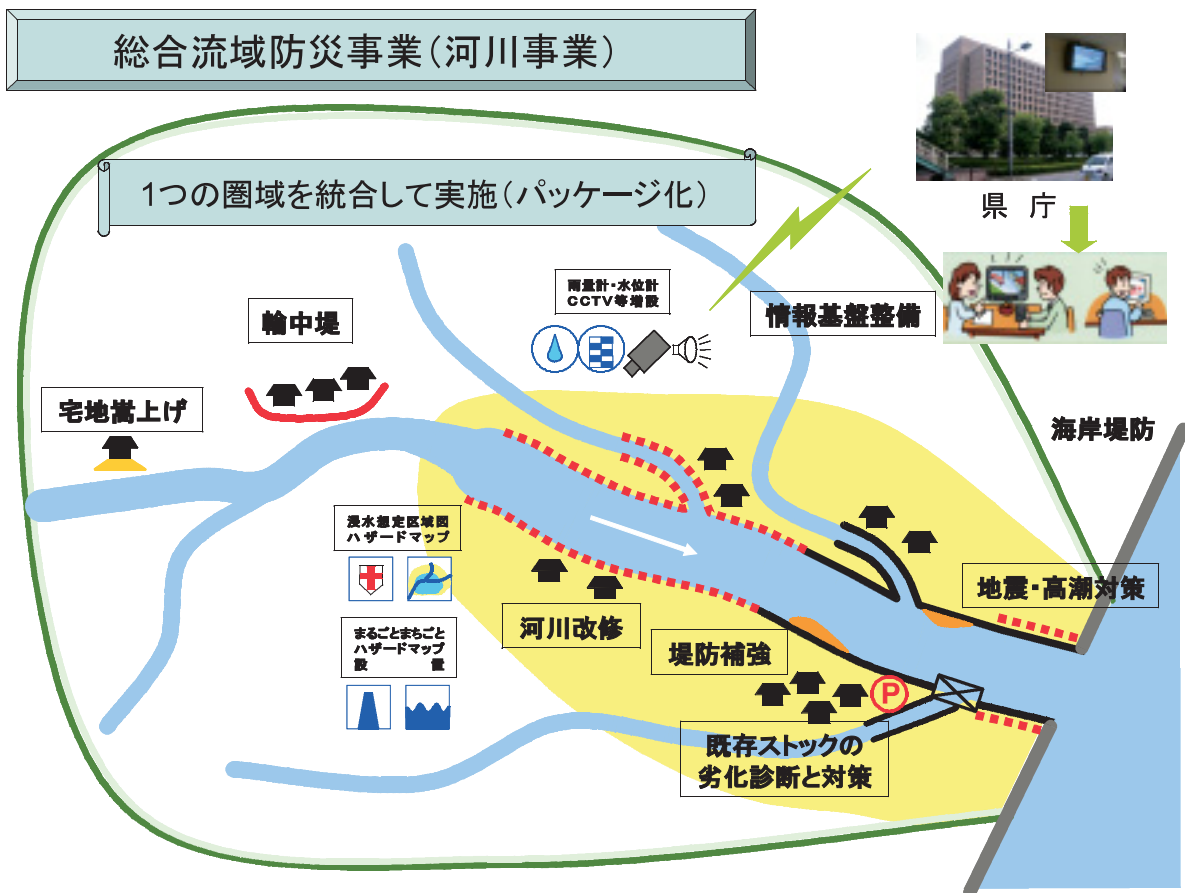
社会経済情勢の変化に対応し、より広域的な観点で事業を効果的・効率的に推進できるよう、一定期間（5年）ごとに「圏域」の見直しを図ること。

また、事業採択にあたっては、個別事業を対象とするのではなく、新たに以下の事業も対象項目に加え、これらの事業を統合化（パッケージ化）したものを対象とすること。

- (1) 「圏域」における一体的な防災対策を推進するため、「河川堤防の地震・高潮対策」を補助対象とすること
- (2) 水害・土砂災害による被害を最小化するため、住民に対しわかりやすい情報提供を推進する「まるごとまちごとハザードマップ」等の標識設置を補助対象とすること。
- (3) 樋門や排水機場等の河川管理施設における維持修繕費の抑制を図るため、施設の劣化診断及びその対策を補助対象とすること。

2 「災害予防関係予算」の確保を図って下さい。

激甚な災害に対応する事業の予算は治水予算とは「別枠」とし、災害予防対策を確実にできるための予算が確保できる仕組みを構築すること。



26 地方道路整備臨時交付金制度の拡充強化について

県担当課（室）道路建設課，道路保全課

【提言・要望の趣旨】

地方の活性化や自立に必要な道路整備を機動的かつ弾力的に行うことができる，地方道路整備臨時交付金制度等を継続し，橋梁等の既存ストックの延命化対策に必要な予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県が管理する道路は，212路線，約2,200 kmに及び，「四国8の字ネットワーク」をはじめとする高規格幹線道路や直轄国道を補完して道路ネットワークを形成し，災害時の緊急輸送道路や地域住民に対する行政サービスの持続的な維持，地域の自立的発展・交流促進など重要な役割を担っております。

しかしながら，本県における県道は，改良率が約41%（車道幅員5.5 m以上）と全国平均約66%に比べかなり遅れており，現在，主に現行制度を活用し積極的に整備を進めておりますが，現行制度が平成19年度で終了することとなっており，継続されない場合は平成20年度以降の道路整備の進捗スピードが大幅に低下することが懸念されております。

また，平成16年度には，度重なる台風災害により，国道，県道等が寸断され，中山間地域において多くの集落が孤立し，大きな社会損失が発生しました。近い将来には，南海地震等の大規模地震の発生が予想されており，住民の安全・安心を確保するための道路整備は喫緊かつ重要な課題となっております。

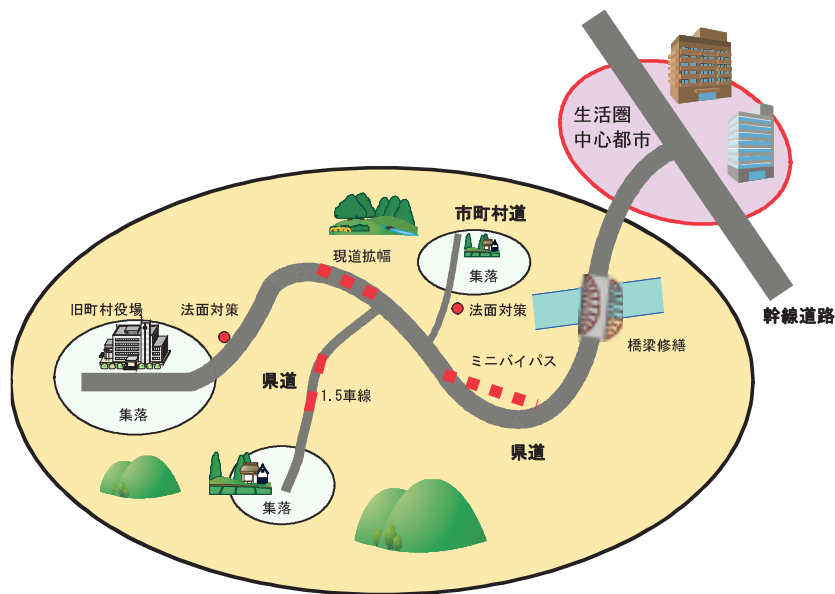
さらに，本県では，吉野川等の河川が多く，道路実延長に占める15 m以上の橋梁延長の割合が高く（全国11位），今後，これらの橋梁等の既存ストックが急速に老朽化することから，道路ネットワークとして健全に機能させるためには，一体的な整備が必要となっております。

【提言・要望の具体的内容】

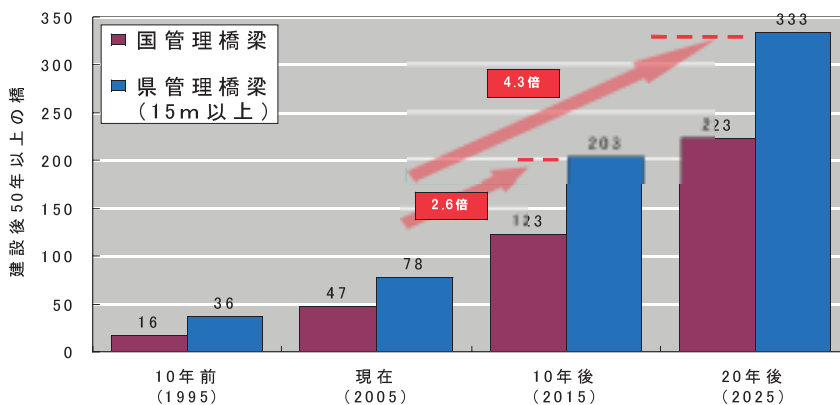
地方の活性化や自立に必要な道路整備を機動的かつ弾力的に行うことができる地方道路整備臨時交付金制度等を継続し、橋梁等の既存ストックの延命化対策に必要となる予算を確保してください。

- 1 平成 20 年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 2 地方費より地方道路整備臨時交付金事業について、地方特定道路整備事業制度を継続するなど、全ての事業に起債が充当できるようにすること。
- 3 今後、橋梁等の既存ストックが急速に老朽化する新たな課題に対し、計画的な対策が実施できるよう、必要となる予算の確保を図ること。

【事業概要図】



「地方が管理する道路」のパッケージ



供用後50年を経過する橋梁数の予測

27 警察基盤の充実強化について

県担当課（室） 警察本部警務課，捜査第一課，交通規制課，警備課

【提言・要望の趣旨】

広域化・スピード化・24時間化する犯罪の抑止と検挙，災害・テロ等への危機対応を強化し，体感治安を改善するため，警察の人的体制と装備資機材の充実を図ること。

また，多発する交通事故を抑止するため，交通安全施設等の一層の整備を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県では，明石海峡大橋が開通した平成10年以降犯罪の広域化・スピード化・24時間化が著しく，事件検挙やパトロール強化の要望が高まっています。そこで，街頭犯罪等抑止総合対策や交番・駐在所の見直しなどを推進し，治安回復に努めています。しかし，刑法犯認知件数が3年連続で前年を下回った平成18年においても，明石海峡大橋開通前の平成9年と比較すると約3割増加しているほか，110番受理件数は過去最高となり，警察安全相談受理件数も4年連続で1万件を大きく上回るなど，県民の体感治安はむしろ悪化している厳しい状況になっています。

また，本県では，東南海・南海地震による大きな被害が想定されますが，災害警備活動に必要な資機材，車両等の整備が立ち遅れております。一方，平成20年に開催が予定されている日本サミットを目前に控え，二つの開港を抱える中での水際対策，情報収集，空港始め重要インフラの警戒警備など，国際テロ対策を推進する体制も不足しています。

本県の警察官定員は全国で3番目に少なく，他方警察官一人当たりの負担人口は全国平均を30人以上上回っており，更なる人的基盤の充実強化が急務となっています。

同時に，災害警備活動に必要な資機材，車両や，広域化した犯罪の検挙に資するシステムの整備充実が，不可欠となっています。

また，人口約81万人の本県において，自動車の保有台数は約71万台，運転免許保有者は約53万人，高齢者は約20万人と，車社会と高齢化が進展する中で，政府目標の「平成24年までに交通事故死者5千人以下」を図るため，新交通管理システムの整備充実が是非とも必要です。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 徳島県警察官の増員を図ってください。

- 2 装備資機材の整備充実を図ってください。
 - (1) 災害警備活動用資機材及び車両の整備
 - ア 防災倉庫（2庫）
 - イ 組立式FRP製救命ボート（7セット）
 - ウ 震災対策活動用車（1台）
 - エ 災害時等後方支援車（1台）
 - オ エアーテント（2張）
 - (2) 自動車ナンバー自動読取システムの整備充実

- 3 新交通管理システム関連事業を重点に実施するとともに，交通安全施設の高度化改良（更新）を図ってください。

V 「『まなびや』とくしま」の実現

28 次世代育成支援対策の着実な推進について

県担当課（室） こども未来課，健康増進課，労働政策課，学校政策課

【提言・要望の趣旨】

我が国における急速な少子化の進行を抑えるため、子育て家庭における経済的負担の軽減や企業による次世代育成支援を促進する税制面の支援を充実するとともに、次世代育成支援対策推進法による行動計画を着実に推進することが重要であることから、行動計画に基づき市町村及び企業等が実施する子育て支援をはじめとする各種施策に対する制度的な支援及び財源の確保を図ること。

さらに、就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、認定こども園に対する財政支援を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県における少子化の動向は、平成17年における合計特殊出生率が1.26と低下し続けており、出生数もこの半世紀の間に約3分の1の水準にまで落ち込むなど、非常に厳しい状況にあります。今後の県勢の維持・発展のために、少子化対策の一層の充実を図ることが、緊急かつ重要な課題となっています。

こうしたことから、次世代育成支援対策推進法による行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、また平成18年度を本県における「少子化対策元年」と位置付け、総合的な施策を積極的に推進しているところですが、少子化の進行を抑えるためには、子育て家庭、企業及び市町村等に対する国の税財政面等における支援を充実させることが重要です。

また、本県が実施した「次世代育成支援のための就労環境調査」では、企業による子育て支援策のうち「事業所内託児施設の設置」を希望する県民が多いが、設置又は今後取り組むと答えた企業等は少なく、企業の取り組みを促進する必要があります。

主管省庁局名 厚生労働省雇用均等・児童家庭局，内閣府政策統括官（共生社会政策担当），財務省主税局，文部科学省初等中等教育局

関係法令等 次世代育成支援対策推進法，少子化社会対策基本法，所得税法，法人税法，児童扶養手当法，児童福祉法，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律，学校教育法

【提言・要望の具体的内容】

1 子育てを社会全体で支援するため、子育て家庭及び企業に対する新たな税制の創設等を行ってください。

(1) 子育て家庭支援に向けた税制度の改革

子育てに関わる不安や悩みについて、子育てに伴う経済的負担が重いことを挙げる家庭が多いことから、新たに税額控除制度を創設するなど、子育て家庭に対する税の優遇措置の拡充を図ること。

その際には、中・高等学校及び大学等における教育費等が子育て家庭にとって大きな負担となっていることから、こうした負担の軽減に十分配慮すること。

(2) 職場環境の整備促進を図る企業に対する新たな税制

ア 行動計画の策定が義務とされている301人以上の企業については、策定に際し、なんら特典が与えられていない現状に鑑み、これら企業が行動計画を策定して労働局長による認定を受けた場合、認定後初の計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

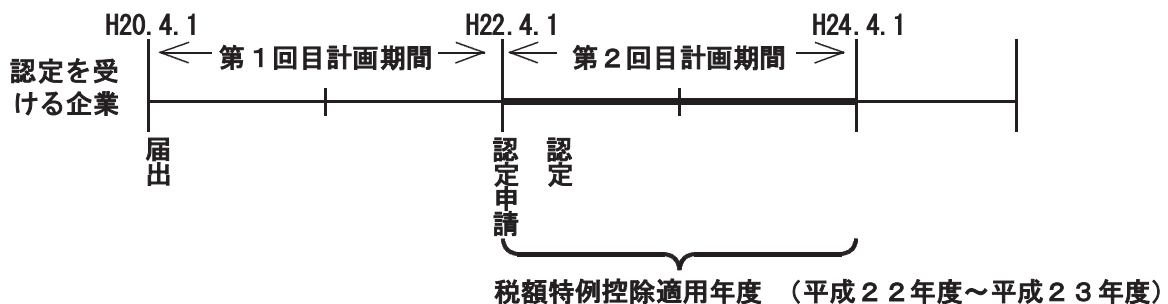
イ 行動計画の策定が努力義務とされている300人以下の企業については、企業及びそこに勤める労働者が多数を占める地方の状況に鑑み、地方振興の観点からも、これら企業が行動計画を策定して労働局長への届出を行い、育児休業制度等について法律に定める規定以上の制度を導入し活用が図られた場合に、その計画期間において、法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

また、届出後、労働局長による認定を受けた場合は、優遇措置を延長すること。

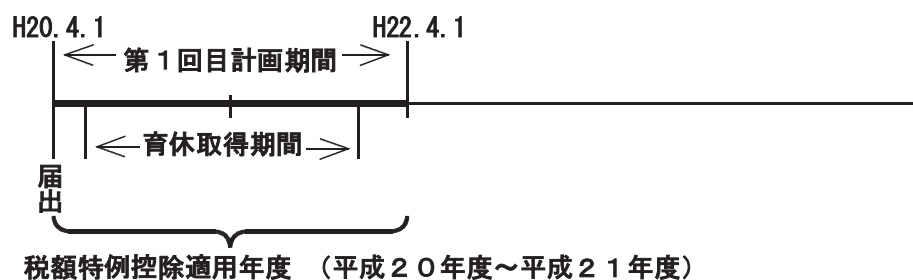
ウ 2企業以上の企業が、事業所内託児施設を共同で設置し運営した場合に、それぞれの企業に法人税の特例措置（税額特例控除）を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。

＜税額特例控除のイメージ図（行動計画期間2年、4月決算期の企業の場合）＞

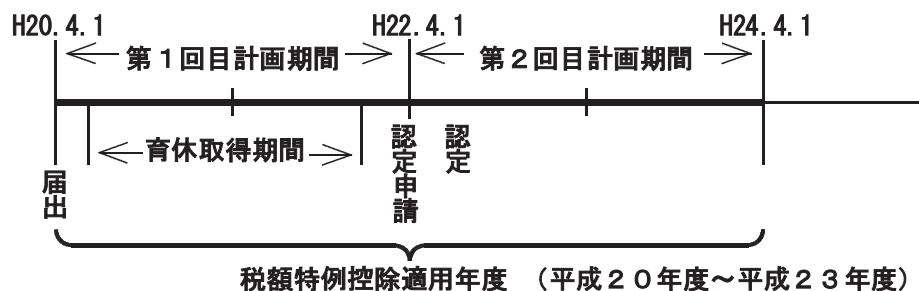
ア 301人以上の企業が行動計画の「認定」を受けた場合



イ 300人以下の企業が行動計画の届出を行い、育児休業等の取得が図られた場合



・300人以下の企業が上記の事例適用に加えて、行動計画の「認定」を受けた場合



2 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村、県及び企業の行動計画の着実な推進が図られるよう、国の制度的な支援と財源の確保を図ってください。

(1) 次世代育成支援対策交付金の充実

次世代育成支援対策交付金について、市町村が地域の実情に応じてより自主性を発揮しやすいものとなるよう、対象事業、基準点数等の見直しを行うとともに、事業が円滑に進められるよう、交付手続きの簡素化・迅速化を図り、十分な交付額を確保すること。

(2) 企業における次世代育成支援の取り組み促進

仕事と家庭の両立を図るための職場環境を整備する企業に対しては、現在(財)21世紀職業財団において、「育児・介護雇用安定等助成金」が設けられていますが、行動計画の届出窓口である労働局において申請から支給まで一貫して処理できるよう次世代育成支援の推進体制の充実強化を図ること。

なお、「両立支援レベルアップ助成金」のうち「事業所内託児施設設置・運営コース」の利用拡大を図るため、助成金の対象となる事業所内託児施設の乳幼児の定員の緩和及び一定割合以内は地域の乳幼児の受け入れを可能とするなど要件の緩和を図ること。

3 周産期医療対策等の充実

安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりの一環として、周産期医療体制の整備を促進するため、周産期医療に関する診療報酬の充実を図るとともに、地域周産期母子医療センターの運営に対する助成制度を創設してください。

4 不妊治療費助成制度の拡充

次世代育成支援の一環として、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない不妊治療に対して治療費の一部を助成する不妊治療費助成制度が実施されていますが、1回あたりの治療費が高額になるうえ助成額や回数に上限があり、費用助成としては十分とはいえないことから、助成制度をより一層拡充してください。

*現行 1回あたり上限10万円、1年度2回まで、通算5年間

5 乳幼児医療費助成制度の充実

少子化対策の一環として、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減に資するため、乳幼児医療費助成制度は市町村を実施主体として、全国で30年以上前から継続して実施されていますが、近年、自治体間における財政力の格差と同様に、助成内容に大きな格差を生じていることから、乳幼児医療費助成制度は国の制度として、国において助成制度を創設してください。

6 児童扶養手当の減額率の緩和及び就業支援対策の継続・充実

児童扶養手当について、平成20年度から、受給開始5年後には最大で2分の1減額されることとなっていますが、母子家庭の平均所得は一般世帯の36%に満たない低い水準であり、受給開始から5年で経済的に安定するとは限らず、大幅な減額は母子世帯の自立を妨げる恐れがあることから、受給開始5年後の児童扶養手当の減額を少額にとどめてください。

また、平成20年4月までの間、集中的に就業支援対策に講じることとなっていますが、それ以後もこの対策を継続し、さらに、(例えば、法定雇用率を設定するなど)実効性のある制度を創設してください。

7 多子家庭に対する保育料の軽減

子育て家庭における保育や教育に係る経済的負担が重いことが少子化の一因に挙げられていることから、第2子以降の乳幼児に係る保育料が免除されるよう、国において保育所運営費等の充実を図ってください。

8 認定こども園に対する財政支援制度の充実

就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、認定こども園のうち、幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能、地方裁量型の運営費及び幼稚園型の子育て支援機能部分の経費については、国の財政措置の対象外とされていることから、認定こども園の制度の円滑な実施に必要な財政支援制度の充実を図ってください。

9 幼稚園への就園奨励制度の充実

少子化対策を推進する観点から、幼稚園の保育料等に係る保護者負担を軽減するために、市町村における就園奨励事業が促進されるよう必要な財政措置を講じてください。

29 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

県担当課（室） 教育総務課

【提言・要望の趣旨】

公立学校の教職員定数の充実を図ること。

【徳島県の現状と課題】

将来を担う子どもたちがそれぞれの個性を尊重され、ゆとりを持って学習できる環境づくりを進める観点から、「いきいき学校生活支援プラン」をはじめ、不登校児童生徒及び障害児等への支援など、個々の実情に応じた教育環境の充実を図り、教育の機会均等の確保とその水準の維持向上に取り組んでいます。

特に、少人数学級については、本県としても、小学校1・2年生に35人学級を導入しており、小学校中高学年及び中学校における少人数指導等と併せてきめ細かな指導の充実を図っているところであり、今後もこれらの取り組みを推進していくことが重要な課題となっています。

また、発達障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、全ての幼稚園・小・中・高等学校及び特別支援学校に特別支援教育コーディネーターを配置しているところですが、特別支援学校における通級による指導の拡大など、今後もさらに特別支援教育の充実を図ることが求められております。

しかしながら、現行の教職員定数は年々減少しており、教育に関する諸課題に対応した地方独自の取り組みを進めるには厳しい状況にあります。

【提言・要望の具体的内容】

教職員定数の改善を行い、下記の事項の充実を図ってください。

- 1 児童生徒に多様できめ細かな指導を行い、その個性を伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、35人学級等の少人数学級編制及び少人数指導のための定数措置について一層の充実を図ること。
- 2 学校における食育を推進するため、小規模校においてもきめ細かな取り組みが実施できるよう、学校栄養職員等の定数基準を見直すこと。
- 3 生徒の読書活動や主体的な学習の推進を図るため、小規模校においても司書の配置が可能となるよう、事務職員の定数基準を見直すこと。
- 4 児童生徒への支援を充実し、全ての学校において特別支援教育を円滑に推進するため、小・中・高等学校にカウンセラーを、特別支援学校に看護師を配置すること。
- 5 以下のような今日的な課題に対応するため、加配措置について一層の充実を図ること。
 - (1) 教育課程の円滑な実施、特色ある学校づくりのための取り組みなど、教育改革の諸課題に対応した地方独自の取り組みを推進すること。
 - (2) 特別支援学校のセンター的機能を充実するため、聴覚障害以外の教育部門を有する特別支援学校においても通級による指導を推進すること。
 - (3) 発達障害児に対する教育的支援を充実するため、特別支援教育コーディネーターが、その校務に専念できるような体制を整備すること。
 - (4) 教職員の資質向上を図るため、とりわけ特別支援教育に関する専門的な知識や実践的指導法を身につけるための長期研修等への派遣及び学校栄養職員、事務職員についての研修を充実すること。
 - (5) へき地のコミュニティ・スクール等において、地域との協働による山村・漁村留学の取り組みを進めることにより学校の活性化を図ること。
 - (6) 児童生徒の問題行動など特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じた特別な学習指導、生徒指導及び進路指導の取り組みを進めること。
 - (7) ニート・フリーター対策として、望ましい勤労観・職業観及び人生観を育むことができるよう、平成18年度から加配措置されている高校に加え、義務教育においても児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進すること。

VI 「“みんなが” とくしま」の実現

30 再チャレンジや成長力底上げのための施策の推進について

県担当課（室） 総合政策局

【提言・要望の趣旨】

「再チャレンジ可能な社会の実現」や「経済成長を下支えする基盤の向上」に向け、雇用対策、中小企業対策、社会保障制度の充実など、必要な対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

国民の間の所得格差に関連する「生活保護世帯」や「非正規労働者」などのデータにおいて、その割合は全国的に拡大傾向にあり、本県においても同様の傾向にあります。

今後この傾向が続くと、少子化の更なる進行、犯罪の増加、自殺者の増加、教育格差の進行、生活保護世帯の増大など、社会不安の増大や格差の拡大・固定化にもつながりかねません。

これまで、本県では、景気回復の流れをより力強いものとし、県内産業が持続的に成長することで、より多くの県民の生活実態や雇用環境の改善に努めるなど、県民一人一人が誇りと豊かさを実感できる徳島を目指した「オンリーワン徳島行動計画」を推進する中で、雇用、福祉、教育など地域の課題に、総合的に対応してきたところであります。

また、国においては、「再チャレンジ支援施策」や「成長力底上げ戦略」を取りまとめ、格差の是正や固定化の防止のため、「再チャレンジ可能な社会の実現」や「経済成長を下支えする基盤の向上」に向け、積極的に取り組まれているところであります。

今後、「活力ある地域社会」を創造していくためには、「努力や能力の違い」を考慮しない「結果平等の社会」ではなく、「志をもって努力した者」が「正当に報われる社会」を維持することが大切であり、雇用対策、中小企業対策、社会保障制度などについての見直し、拡充などの検討を行い、皆に等しく機会が与えられるとともに、失敗した人が再チャレンジできる仕組みが保障され、最低限の生活保障であるセーフティネットを確立していくことが必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

1 雇用対策について

挑戦する意欲を持つ人が、その意欲と能力を最大限に発揮し、働くことができる環境を整備するため、以下の制度の創設・拡充を図ってください。

- (1) 「若年者・高齢者の就労対策」として、
 - ・若年者の正規雇用化に向け、「若年者トライアル雇用制度」の助成期間延長など、制度拡充を図ること。
 - ・「2007年問題」への対応も含め、若年者の試行雇用と高齢者の継続雇用等を併せて実施した場合の加算措置等を内容とする「タンデムトライアル雇用制度（仮称）」を創設すること。
- (2) 「障害者の就労対策」として、
 - ・「障害者を雇用する企業に対する税制上の優遇措置」の要件緩和など、企業が障害者を雇用しやすい環境を整備すること。
- (3) 「母子世帯の就労対策」として、
 - ・「母子自立支援プログラム策定事業」などの母子家庭への就労支援対策の継続・拡充を図ること。

2 中小企業対策について

徳島県には、「LED」や「農林水産物」に代表される優位性のある地域資源が豊富にあり、先進的技術を活用した世界的な企業や、地域の農産物やつまものの生産・販売等の独自の事業展開を行う企業など、特色ある企業が数多く存在しています。

特に、「LED」については、「LEDバレイ構想」に基づき、世界的な光関連産業の集積を目指した取り組みを進めており、今後ともこうした本県の強みを活かした地域資源のさらなる活用による経済飛躍に向けた施策の推進を図ることとしております。

このため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく、地域資源を活用した積極的な取り組みに対する強力な支援など、中小企業対策の一層の充実強化を図ってください。

3 社会保障制度について

年金・医療・介護・生活保護等の社会保障制度について、経済成長政策と整合した制度設計を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」に位置付けるなど、一体的、総合的な改革を推進してください。

また、社会保障制度の見直しにあたっては、新たに地方公共団体の事務となるものなどについて、事前に協議いただくとともに、地方の意見を尊重してください。

31 団塊の世代対策の推進について

県担当課（室） 地方分権推進課，農林水産総合支援センター，住宅課

【提言・要望の趣旨】

2007年から順次退職を迎える「団塊の世代」を積極的に受け入れ，そのパワーを「地域社会の活性化」につなげることができるよう，国の支援及び規制緩和など必要な対策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

団塊の世代が，2007年から順次60歳を迎え，大量の定年退職者が発生することにより，我が国の社会経済に大きな影響を与えられています。

その主なものとして，「労働力人口の減少」，「技術・技能の継承」，「退職給付の負担増」などのマイナス面の影響がある一方，退職者の「一時所得」や「自由時間の増大」による「市場の拡大」などのプラス面の影響が考えられます。

また，地域社会においては，加齢に伴う将来の保健福祉等の「費用の増大」が懸念される一方，これまでの豊富な知識，技術，経験を地域に還元し，地域社会の活性化に向けた活躍や，「UJIターン」，「二地域居住」による交流・定住人口の増加が期待されています。

さらに，団塊の世代は，新しいライフスタイルやニーズを生み出し，その後の世代に影響を与えるなど，社会経済に変化をもたらしてきました。

徳島県では，この「団塊の世代のパワー」を「地域の活性化」につなげるため，県内市町村と連携し，総合案内ホームページを通じた情報発信に努めるとともに，地域の実情に柔軟に対応し，地域の創意工夫が活かせる総合的な受入組織・体制としての「移住交流支援センター」の設置を進めているところであります。

今後，団塊の世代をはじめとした都市と地方の移住・交流の一層の促進を図るためには，各地方での受け入れ体制の整備はもとより，国において，都市と地方を巻き込んだ全国的な施策としての積極的な取り組みや，様々な規制緩和等が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

首都圏や近畿圏などの都市部から、本県をはじめとする地方への移住・交流を促進するために、必要な取組及び規制緩和等を積極的に行ってください。

- 1 全国的な移住・交流の流れをより活性化するため、全国の企業、自治体等に広く取組を呼びかけ、互いに情報交換等連携できる充実した体制整備を進めるなど、今後とも全国的な移住等に関する社会的気運の醸成を図るとともに、各自治体での取組がより活発化するよう、受け入れ体制の整備を進める自治体に対して、全国での成功事例やノウハウを還元するなどの多角的な支援を行うこと。
- 2 本県で設置を推進している「移住交流支援センター」などが行う団塊の世代をはじめとした県外在住者の本県移住の取り組みをより一層推進するため、「地方の空き住宅情報」と「移住希望者の住み替え意向情報」を交換する仕組みづくりや、移住希望の都市住民が所有する住宅の円滑な流通を促進するなどの施策を講じること。
- 3 団塊の世代などの「新たな担い手」や「認定農業者」の確保・育成に当たり柔軟な対応が可能となるよう、以下の措置を講じること。
 - (1) 団塊の世代など、新たな担い手に対する支援措置の充実・強化
団塊の世代などの新規就農者が、遊休化、あるいは遊休化する恐れのある園芸用ハウスや畜舎などの生産施設を賃借し、経営を開催する際に、賃借料を助成するなど新たな支援策の創設。
 - (2) 不動産取得税の課税標準算定の特例措置適用範囲の拡大
農業法人や認定農業者で組織する団体等が国の補助、または交付金の交付に基づき取得した共同利用施設について、農業組合法人と同様に課税標準の特例を適用すること。

32 過疎地域の振興について

県担当課（室） 地方分権推進課，南海地震対策課

【提言・要望の趣旨】

過疎地域の振興のため，過疎対策事業債などの必要な財源の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

本県過疎地域は，市町村数で約5割，面積で約7割，その林野率が約9割を占めており，住民生活の維持向上や県土保全のため，その対策は極めて重要です。

これらの地域では，もともと財政基盤が脆弱である上，人口減少と著しい高齢化，長期の不況による地域産業の衰退や更なる財政悪化により，格段と厳しい状況となっています。

そこで，本県においては，本年2月，「過疎対策研究会」を設置し，今後の過疎地域の効果的な振興策等について検討を始めたところであります。

過疎地域の振興を図るためには，様々な施策を総合的かつ計画的に実施していくことが必要であり，とりわけ喫緊の課題として，本県過疎地域では，地上デジタル放送の受信など，地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）解消を図るためのケーブルテレビをはじめとする情報通信基盤の整備が不可欠であります。また，今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震に備えた，地震・津波対策，更には団塊の世代等を含めた定住・交流人口の増大に向けた取組についても，早急に実施する必要があります。

これらの事業を実施するためには多額の事業費となるため，財源の確保に苦慮しています。

とりわけ，津波避難困難地域の早期解消を図るため，県単独補助金（徳島県緊急津波対策事業費補助金）を設け，津波避難タワーなどの整備等に要する経費の補助を行っていますが，市町村においては多くの一般財源を必要とすることから，財政基盤の脆弱な過疎市町村においては，十分な取り組みが実施ができない状況にあります。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 過疎対策事業債など必要な財源の確保を図ってください。
- 2 本県へ必要額の配分を行ってください。
- 3 地震・津波対策としての津波避難タワーなど防災関係施設の整備に要する経費を過疎対策事業債の対象としてください。

33 DV対策の強化について

県担当課（室） こども未来課，男女参画青少年課

【提言・要望の趣旨】

DV被害者を守るため，実効あるDV対策の制度を確立すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では，これまで「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し，DVの防止や被害者の自立支援など総合的な施策を講じてきたところであり，平成18年度には，新たに被害者への一時的な住居を提供するステップハウス事業等DV被害者の自立支援の充実を図ってきたところです。

このような中，平成18年12月に徳島県吉野川市で発生した事件は，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による保護命令（接近禁止命令）を受けていた加害者（夫）が，別居中の被害者（妻）を殺害するという，極めて衝撃的な事件でした。

県女性支援センター・警察等が連携協力して，被害者の保護に努めてきたにもかかわらず，今回の事件が発生したことは，現行制度下で被害者の安全確保が十分に図れていないことの現れです。

今後，被害者の安全を確保するために，実効あるDV対策の制度の確立が必要です。制度面からの検討が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

このような事件が二度と起こらないよう、保護命令の実効性を確保できる制度改正及び財源措置をしてください。

- 1 保護命令発令後、一定期間は、関係機関において定期的に被害者、加害者双方に状況確認等の実施及び被害者の一層の身の安全確保を図ること。
- 2 各県相互の連携や他県からのDV被害者の受入支援等を実施する広域支援制度を創設し、配偶者暴力相談支援センターに広域連携専門員を配置すること。
- 3 加害者更生のための効果的な指導方法を確立すること。

34 障害者自立支援法の円滑な施行について

県担当課（室） 障害福祉課，健康増進課

【提言・要望の趣旨】

障害者自立支援法の見直しに当たっては、地方の意見を十分に聞きつつ、制度の実施スケジュールに合わせた、事前の十分な情報提供を講じること。

障害児施設の利用者負担については、子育て世帯に対する支援の観点等から、利用者負担について抜本的に見直しを行い、更なる負担の軽減策を講じること。

県や市町村が、障害者自立支援法に基づき実施する「地域生活支援事業」に支障が生じないように、十分な財政措置を講じること。

【徳島県の現状と課題】

障害者自立支援法の昨年4月からの施行以来、制度上、利用者負担の問題や認定区分の問題など、様々な問題点や課題があり、全国において、障害者や関係者に不安と混乱が生じているところです。

国においては、そういった状況をうけ、昨年12月末に、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策が示されたところです。

しかしながら、障害児施設の利用者負担については、「更なる負担軽減措置」がなされたとはいえ、保護者の負担感は依然として強いものがあります。

さらに、これまでの度重なる見直しにおいて、十分な周知と準備期間を経ないまま、大幅な見直しがなされたことが、不安と混乱が生じている一つの要因でも考えられます。

また、障害者自立支援法に基づき実施する「地域生活支援事業」は、各自治体が地域の実情や障害のある人のニーズ等に応じて、柔軟にサービスを提供できるよう創設されているところですが、その実施に必要な財源については、本年度追加国庫補助の措置をいただいてもなお、絶対額が不足している状況です。

そのうえ、関係国庫補助金が人口割りを基本として配分されるため、人口の少ない本県にとっては、来年、再来年と、さらに深刻な財源不足が懸念され、本県、管内市町村ともに、それぞれ障害福祉計画に規定する計画目標数値の達成が困難となることが予想されます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、利用者や施設、サービスの実施主体である市町村など、関係者に対する周知に十分な期間が確保できるよう、具体的な内容については、早期に情報提供してください。
- 2 見直しに当たっては、事前に、地方からの提案・要望を十分尊重するなど、地方の実情に十分配慮してください。
- 3 障害児施設の利用者負担については、「更なる負担軽減措置」がなされたとはいえ、保護者の負担感は依然として強いため、子育て世帯に対する支援の観点等から、利用者負担について、抜本的に見直しを行い、更なる負担の軽減策を講じてください。
- 4 地域生活支援事業の実施に際して、障害のある人が質・量ともに適切なサービスを受けられ、また、人口規模の少ない県及び市町村が超過負担なく確実にサービスを提供できるよう、地域生活支援事業に係る国庫補助金の配分は、単に人口割りで行うことなく、各自治体の事業計画内容や見込み量など、地域の実情を十分勘案した、十分な財政措置をしてください。

35 介護保険制度の円滑な運営について

県担当課（室）介護保険指導室

【提言・要望の趣旨】

介護保険制度を円滑に運営するため、療養病床の再編に係る条件整備、制度改正についての早期の情報提供、地方公共団体の事務負担の軽減と支援、低所得者対策の拡充について、必要な措置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

介護保険制度については、療養病床再編に伴う地域ケア体制構築や現在検討中の「被保険者・受給者の範囲」など、次期介護保険事業計画に反映し、体制整備等の準備作業が必要な改革を控えています。

制度を円滑に運営するためには、都道府県や実施主体である市町村において、十分な検討や準備作業ができるよう、早急に情報提供いただくことが重要です。

次に、平成17年6月の介護保険法改正に伴い、都道府県や市町村の事務事業が増加または複雑化しておりますが、財政健全化に伴う人員削減に加え、地方においては専門職の確保が困難な状況があり、事務の簡素化や人員確保への支援が必要です。

更に、現行の保険料段階、利用者負担段階は、高齢者自身の収入及び課税状況と世帯の課税状況により区分されておりますが、世帯課税で本人非課税である保険料第4段階において負担感が最も大きくなっています。

世帯の課税状況による区分は、世帯分離を促進し在宅生活を困難とする要因にもなりますので、高齢者自身の収入状況等で区分した保険料・利用者負担の仕組みが必要と考えます。

また、現在行われている低所得者対策は、それぞれの対象となるサービスの種類やサービス提供事業者が限定されており、利用者や事業者の間で不公平感が生じています。

【提言・要望の具体的内容】

1 療養病床の再編に係る条件整備

高齢化の進展に伴い、高齢者の状態に即した適切なサービスを効率的に提供する体制の整備をめざし、療養病床の再編を行おうとしているが、療養病床転換にあたっては、地域のニーズや入院患者の状況を踏まえ、「各施設等の在り方や役割分担」、「在宅医療を推進するための方策」などの前提条件を整備されるとともに、都道府県の実情に応じた転換に係る目標が設定できるようご配慮ください。

2 制度改正について早期の情報提供

被保険者・受給者の範囲などの制度改正にあたっては、住民の意見や実情を反映するとともに、新たな制度の周知や実施体制の整備等の十分な準備期間が確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供してください。

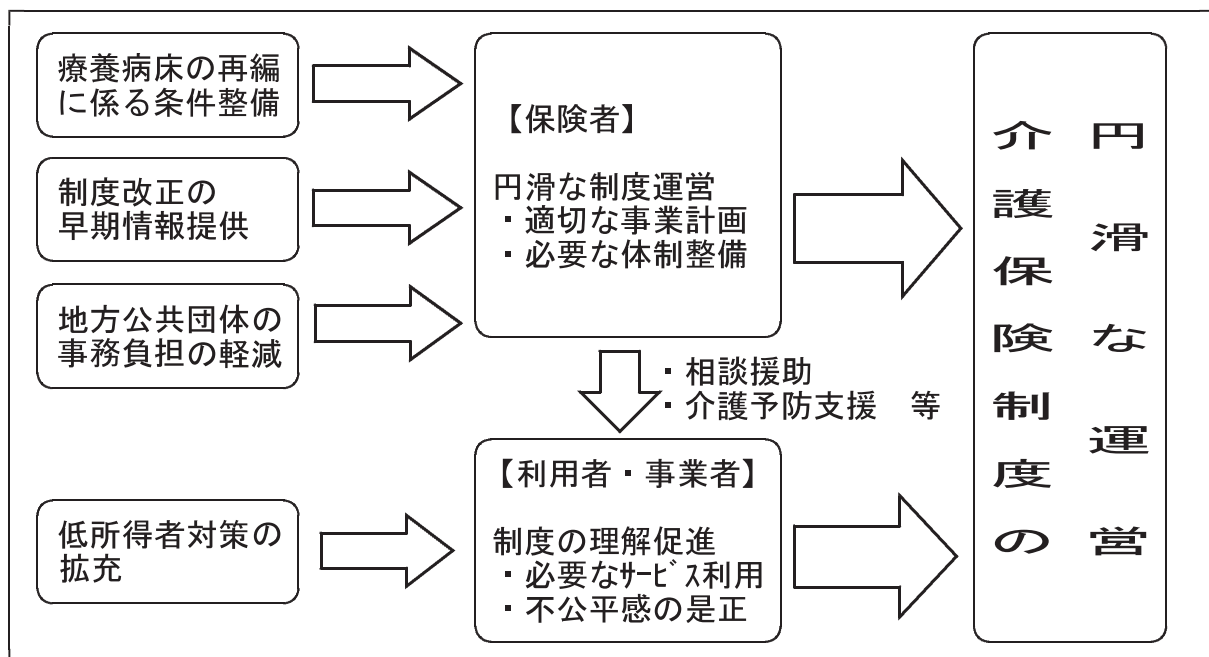
3 地方公共団体の事務負担の軽減と支援

地方自治体の事務負担を軽減するための方策を講じるとともに、人員確保についての支援策を講じてください。特に、市町村が責任を持って運営する地域包括支援センター及び介護予防支援事業所が機能を果たせるよう、支援策を講じてください。

4 低所得者対策の拡充

- (1) 保険料及び利用者負担について、世帯の課税状況による区分を撤廃し、高齢者自身の収入状況等に応じた仕組みを構築してください。
- (2) 既存の低所得者対策を、対象サービスの種類や事業主体を問わない恒久的な制度として再構築してください。

【事業概要図】



Ⅶ 「〃にぎわい〃 とくしま」の実現

36 羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて

県担当課（室）交通政策課

【提言・要望の趣旨】

国内における均衡の取れた高速交通ネットワークが整備されるとともに、航空自由化の恩恵を地方も享受できるよう、羽田空港の発着枠の配分方法の見直しを行うこと。

【徳島県の現状と課題】

平成12年からの航空自由化により、路線や運賃の設定が航空会社の自主的な経営判断に委ねられ、航空業界においては競争が激しさを増すとともに、昨今の燃油費の高騰等により経営環境が悪化するにつれて、各航空会社は不採算路線の撤退等を進めつつあります。

特に、利用率の低い地方空港の路線の廃止・減便等が行われ、逆に幹線へのシフトが進められており、航空自由化は、現時点においては幹線を利用できる大都市部の住民は恩恵を享受できるものの、地方においては路線の維持すら難しい状況に置かれています。

昨年、本県も、新規航空会社が撤退することとなり、代替輸送が確保されるまで、一時混乱するという事態に陥ったところですが。

経営資源の効率的な運用のため、航空会社による幹線等の採算性の高い路線へのシフトはやむを得ない面もありますが、航空輸送の公共交通機関としての役割、特に、東京線については、貴重な国民全体の財産とも言うべき羽田空港の発着枠を利用することから、国内における均衡の取れた高速交通ネットワークを整備するという観点に立って、国土交通政策を進める必要があると考えます。

国土交通省におかれては、一昨年の12月に「羽田空港発着枠の転用に関するルール」を新たに設けられたところですが、今後、増枠を行う場合や「羽田空港再拡張事業」完了後の増枠に際しても、地方の航空路線に対して十分な配慮を行う新たなルールづくりが必要と考えます。

また、羽田空港の国際化に関しては、社会・経済のグローバル化への対応などの必要性は認めるものの、先ず国内線の発着枠不足を解消することが基本であります。

こうしたことを踏まえ、国土交通省におかれては、今後、増枠を行う場合や「羽田空港再拡張事業」完了後の増枠に際しても、地方の航空路線に対して十分な配慮を行う新たなルールづくりが必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴う発着枠については、国内全体における社会・経済の活性化が図られるよう、国内線の十分な発着枠を確保してください。

- 2 羽田空港の発着枠を配分するにあたり、次の視点を取り入れた新たなルールを設けてください。
 - (1) 地方の航空路線における競争を促進するために、新たにダブルトラック化を図ろうとする航空会社に優先的に配分する枠を設けること。
 - (2) 新幹線の持つ航空輸送の代替機能を踏まえ、新幹線が整備されていない地方に発着枠を重点的に配分すること。

37 本州四国連絡道路の通行料金等について

県担当課（室） 交通政策課

【提言・要望の趣旨】

本州四国連絡道路において、弾力的な料金施策の制度化に向けた社会実験を実施すること。

【徳島県の現状と課題】

本州四国連絡道路は、本州と四国を結ぶ大動脈であり、特に徳島県においては、関西地域との連携・交流、物流や経済活動において、大きな役割を担っております。

また、四国の玄関口という本県の地理的優位性を最大限に生かすとともに、四国縦貫・横断自動車道等の高速道路と一体となって高速広域ネットワークを形成する地域活性化に不可欠な社会資本であります。

しかしながら、橋梁部の建設費が非常に多額であったことなどから、他の高速道路と比べて2.2倍から3.7倍の割高な通行料金となっているところであり、結果、四国の物流においては、輸送費に占める道路使用料の割合が他の地域に比べて2倍以上となっているなど、輸送面でのコスト高が、価格にも影響を及ぼしているところであります。

この本州四国連絡道路の通行料金については、国会をはじめ広く県民の間にも通行料金の引き下げに対する強い声があり、地方が地域の資源を最大限に生かし、自らの責任と決定で魅力ある地域づくりを行えるような環境を整備するためには、国と地方の連携のもとで、弾力的な料金施策を実現する必要があると考えております。

この度、国においては、平成18年12月8日に、政府・与党の「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、「高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化」が明記されたところであります。

つきましては、本州四国連絡道路において、弾力的な料金施策の制度化に向けた社会実験の実施が望まれます。

【提言・要望の具体的内容】

本州四国連絡道路を活用して地域の活性化を図るため、国と地方の連携のもと、弾力的な料金施策の制度化に向けた社会実験を実施してください。

38 高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について

県担当課（室） 高規格道路推進局

【提言・要望の趣旨】

本県の高速度交通ネットワークを形成する四国横断自動車道鳴門～阿南間及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の早期整備を図ること。

異常気象時の通行規制や都市部の交通渋滞を早期に解消するため一般国道55号をはじめとする直轄事業の整備促進を図ること。

【徳島県の現状と課題】

四国縦貫・横断自動車道や地域高規格道路阿南安芸自動車道は、本州四国連絡道路と一体となって四国の高速度交通ネットワークを形成し、西日本各地の交流拡大や、地域の活性化を図る極めて重要な路線です。

しかしながら、本県においては、二つの高速道路が直結していないばかりか、四国の東南地域は高速道路空白地帯であり、その時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が活かされておられません。

さらに、今後30年以内に50%の確率で発生すると予測されています南海地震では、大規模な津波の発生により、沿岸部の広範囲にわたり浸水が想定されています。このことから、南北方向の幹線道路が沿岸部を通過している本県にとっては、緊急輸送路の確保や救急患者の搬送時間の短縮のためにも、県民の「命の道」となる四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の早期整備が喫緊の課題となっています。

また、四国縦貫自動車道については、安全性や利便性を高めるため、4車線化が必要となっています。

この他、異常気象時に事前通行規制が行われる一般国道32号、都市部の交通渋滞の解消を図る一般国道55号阿南道路や一般国道192号徳島南環状道路等の直轄事業による早期整備が課題となっています。

主管省庁局名 国土交通省道路局

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法、道路整備特別措置法道路整備費の財源等の特例に関する法律高速道路株式会社法、日本高速道路保有・債務返済機構法

【提言・要望の具体的内容】

1 高速自動車国道の整備について

(1) 四国横断自動車道

- ① 鳴門～徳島東間（有料道路方式）の整備を促進してください。
- ② 徳島東～阿南間（新直轄方式）の整備を促進してください。

(2) 四国縦貫自動車道

徳島自動車道の4車線化を促進してください。

2 高速道路空白地帯である四国東南地域の時間的遠隔性の解消を図るため、また、南海地震・津波対策の観点等からも急がれる地域高規格道路 阿南安芸自動車道の整備について

(1) 日和佐道路の整備を促進してください。

(2) 福井道路、桑野道路については、四国横断自動車道鳴門～阿南と日和佐道路を連結する道路であり、その重要性に鑑み、具体的な整備手法等を検討の上、早期に整備区間に指定してください。

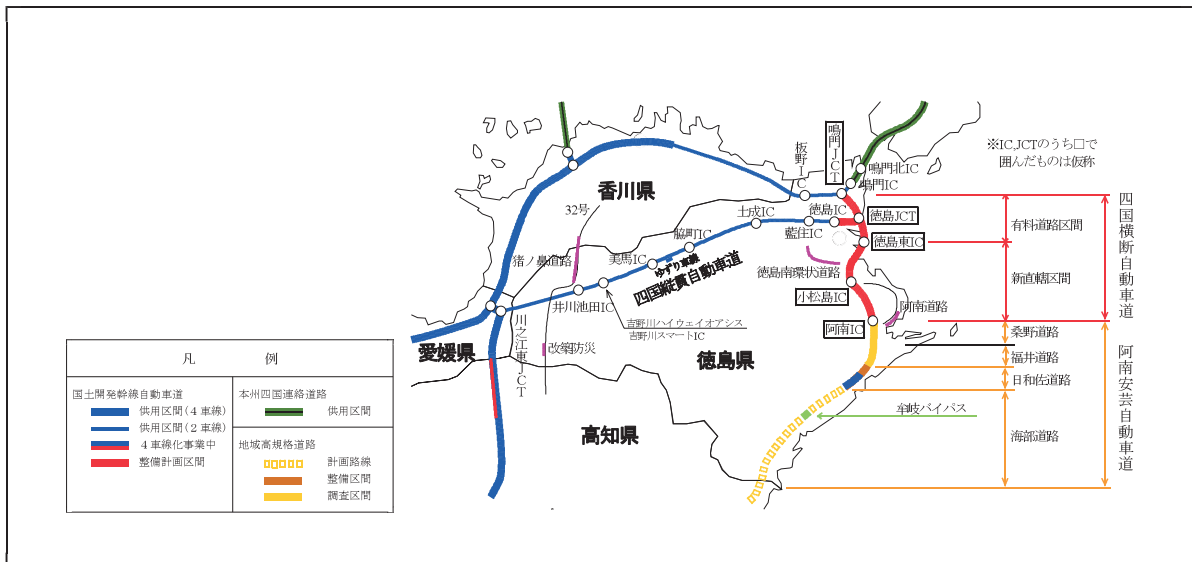
(3) 海部道路（日和佐以南）区間については、現国道が唯一の幹線道路であり、線形改良や交通事故対策等の緊急度の高い箇所から、地域高規格道路の整備を展望しつつ、牟岐バイパスを始めとする幹線交通機能の向上に向けた整備を促進してください。

3 異常気象時の事前通行規制や都市部の交通渋滞の解消を図る直轄事業について

- (1) 一般国道 32 号猪ノ鼻道路及び改築防災（大歩危工区）の整備を促進してください。
- (2) 一般国道 55 号阿南道路の整備を促進してください。
- (3) 一般国道 192 号徳島南環状道路の整備を促進してください。

4 遅れている地方の道路整備を推進するため、道路整備に必要な財源を確保し地方へ重点配分してください。

【事業概要図】



39 徳島飛行場の拡張整備事業について

県担当課（室） 空港地域整備室

【提言・要望の趣旨】

地方空港は都市と地方，地方と地方を結ぶ交通ネットワークの主要拠点であることから，一般空港等の整備予算を重点配分し，その整備を積極的に推進すること。

徳島飛行場滑走路延長（2,000m → 2,500m 化）等の平成 21 年度完成・平成 22 年度供用に向け，着実な整備促進を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島飛行場は，東京・福岡・中部・千歳の 4 路線が運航されており，本県の広域交流ネットワークの重要な拠点として位置付けられ，交流が活発化するなかで，今後も増大する東京路線の航空需要に対処するとともに，騒音問題の軽減や離着陸時の安全性の向上，国際チャーター便の利用促進などを図り，「交流の時代」に対応した地域づくりを進めるために，滑走路延長等の整備が急務であります。

【事業概要図】

徳島飛行場拡張整備事業(2000m→2500m化)

本県の地理的特性から、首都圏へは航空輸送に対する依存度が極めて高く、今後も利用の増大が見込まれるため、大型機が就航可能な滑走路に延長する必要がある。



【現況写真】



平成19年3月28日 撮影

40 徳島市内の鉄道高架化について

県担当課（室） 都市計画課

【提言・要望の趣旨】

県都徳島市の中心市街地の一体的な発展や都市内交通の円滑化のため、徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要となる予算の確保を図ること。

【徳島県の現状と課題】

徳島市は、市の北部を流れる吉野川の沖積平野に発達した人口約27万人の県都です。市の中央部には、JR徳島駅を中心に高德線、徳島線、牟岐線が走り市街地を形成しています。

また、多数の河川が中心市街地を分断し、交通ネットワーク整備に困難性を伴うことから、局所的に交通が集中し、渋滞が発生しています。

本県におきましては、平成7年度に佐古駅付近の連続立体交差事業が完成して以降、鉄道両側の地域間の交流が促進されるとともに、幹線街路の整備や、市街地の形成が進むなど、連続立体交差事業の様々な整備効果が現れてきております。

一方、徳島駅から文化の森駅付近につきましては、未だ平面のままの鉄道が県都徳島市の中心市街地を分断しており、都市の健全な発展が阻害されるとともに、踏切による交通渋滞や事故の原因となっております。

この連続立体交差事業は、にぎわいのあるまちの実現、さらには、県民市民の安全安心の確保のためにも必要不可欠な事業であり、その早期の実現は県民市民の永年の悲願となっております。

さらに、鉄道高架沿線の地元住民からなる推進組織も立ち上がっており、この事業の早期の実現に向けた地元住民等の盛り上がりも非常に高まっております。

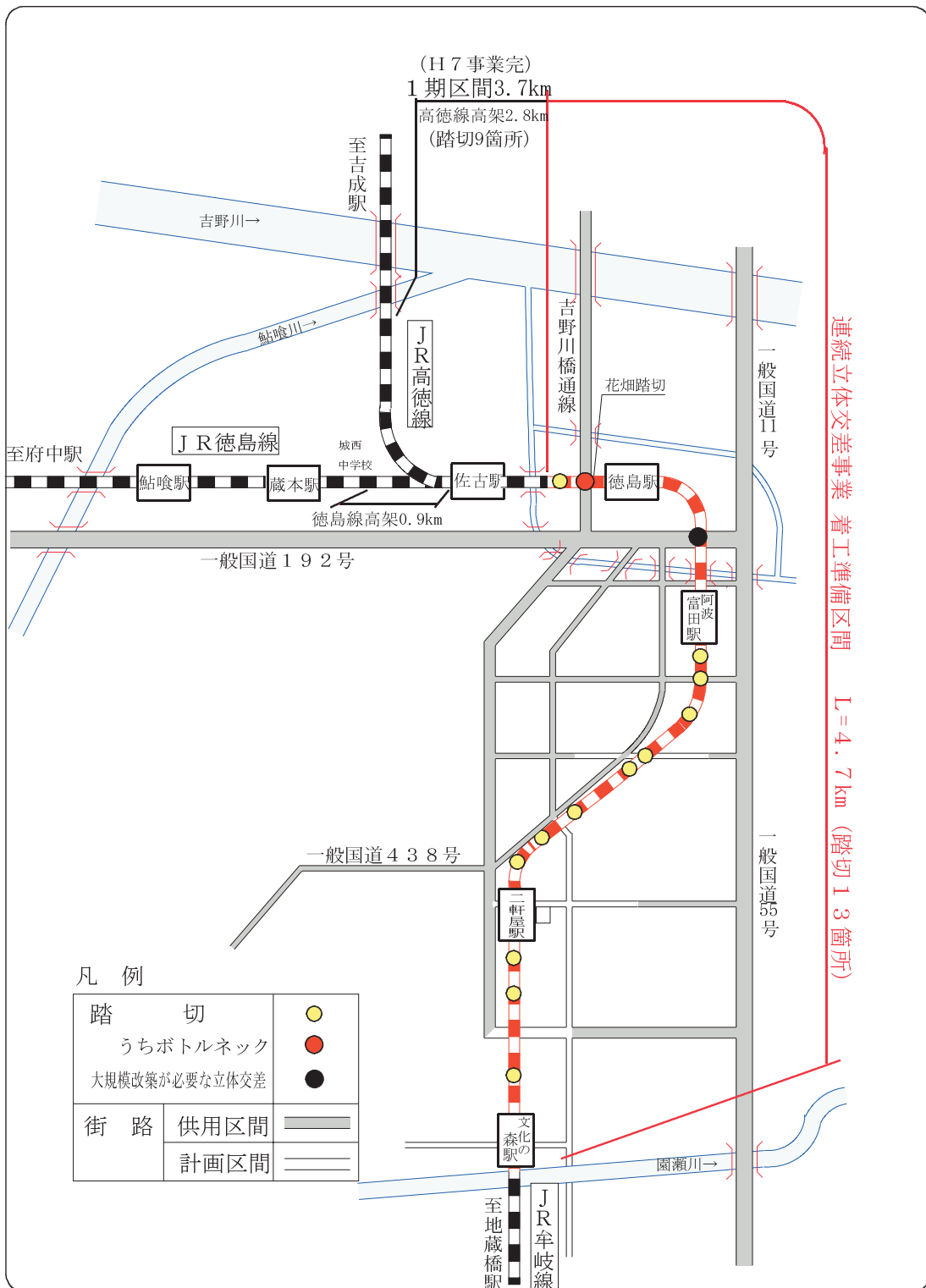
このようなことから、この連続立体交差事業は、早期実現に向け、着実な事業推進が必要であります。

【提言・要望の具体的内容】

1 連続立体交差事業の予算確保について

- (1) 徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進に必要となる予算を確保すること。
- (2) 連続立体交差事業の推進に必要となる道路財源を確保すること。

【事業概要図】



41 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について

県担当課（室） 総合政策局，文化財課

【提言・要望の趣旨】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の「世界遺産暫定一覧表・記載資産候補」の登載に向け、四国遍路の特性を踏まえた文化遺産の評価について、特段の配慮を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

「四国遍路」は、「八十八箇所の札所寺院」をループ状に巡る「全長 1,400km」に及ぶ「壮大な寺院巡礼」であり、「四国八十八箇所霊場と遍路道」、そしてこれを地域が支える「お接待」の文化は、世界に誇れる「オンリーワン」として、後世に引き継ぐべき「人類全体の文化遺産」であります。

昨年 11 月 30 日に四国 4 県共同で「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への登載について提案し、「継続審査」となりましたが、併せて示された「文化審議会の報告」において、全体としては「地域社会と一体となった遍路文化が、数百年にわたって傳承されている希有な資産であり、生きた文化遺産として価値は高い」との評価をいただいたところです。

一方、「今後の課題」として、保護対象となる「構成資産の明確化」、「文化的景観」などの観点からの「保護手法の検討」など具体的な事項が示されていることから、今年度の再提案に向けて、四国 4 県や関係市町、寺院関係者などが連携して資産調査や保存管理の在り方などについて調査し、四国遍路の世界遺産としての価値を明らかにするとともに、それにふさわしい保存管理手法を検討したいと考えています。

【提言・要望の具体的内容】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の「世界遺産暫定一覧表・記載資産候補」登載に向け、四国遍路の特性を踏まえた、霊場の一体的な文化財指定や遍路道・周辺景観等、関係資産総体の文化財保護手法の評価について、特段の配慮を行ってください。

省庁別提言・要望事項一覧

【内閣府】

- 地方分権改革の推進について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
 - ・県南部圏域における防災拠点施設の整備について
- BCP（事業継続計画）を活用した地域防災力の強化について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について
- 再チャレンジや成長力底上げのための施策の推進について
- DV対策の強化について

【警察庁】

- 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を実践する施策の推進について
- 警察基盤の充実強化について
- DV対策の強化について

【総務省】

- 地方分権改革の推進について
- 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について
- 人権が尊重される社会の実現について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
- 海上における情報通信網の充実について
- 地方道路整備臨時交付金制度の拡充強化について
- 警察基盤の充実強化について
- 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について
- 団塊の世代対策の推進について
- 過疎地域の振興について

【消防庁】

- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
- 消防防災ヘリの機能強化について

【法務省】

- 人権が尊重される社会の実現について
- D V対策の強化について

【財務省】

- 若年者、障害者の就職支援について
- 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について

【文部科学省】

- 人権が尊重される社会の実現について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
 - ・学校施設の地震防災対策の促進について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について
- 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

【文化庁】

- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について

【厚生労働省】

- 若年者、障害者の就職支援について
- 新型インフルエンザ対策について
- 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について
- 消防防災への機能強化について
- 次世代育成支援対策の着実な推進について
- 再チャレンジや成長力底上げのための施策の推進について
- D V対策の強化について
- 障害者自立支援法の円滑な施行について
- 介護保険制度の円滑な運営について

【農林水産省】

- 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について
- 国営土地改良事業について
- 流域下水道など污水处理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について
- バイオマス燃料の利活用推進について
- 高病原性鳥インフルエンザ対策について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
- 団塊の世代対策の推進について **【林野庁】**
- 小規模森林等の集約化による「緑の循環形成」の推進について
- 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について
- バイオマス燃料の利活用推進について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
- 阿津江地区国直轄地すべり防止事業について

【水産庁】

- 流域下水道など污水处理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について

【経済産業省】

- 循環型社会の形成に向けた施策の推進について
- 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を实践する施策の推進について
- エネルギー特別会計による生態系保全・再生手法を用いた地球温暖化対策への支援について
- 再チャレンジや成長力底上げのための施策の推進について

【資源エネルギー庁】

- エネルギー特別会計による生態系保全・再生手法を用いた地球温暖化対策への支援について

【国土交通省】

- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について
- 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を実践する施策の推進について
- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について
- BCP（事業継続計画）を活用した地域防災力の強化について
- 山の境界保全の推進について
- 吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について
- 港湾・海岸整備について
- 災害予防対策の強力な推進について
- 地方道路整備臨時交付金制度の拡充強化について
- 団塊の世代対策の推進について
- 羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて
- 本州四国連絡道路の通行料金等について
- 高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について
- 徳島飛行場の拡張整備事業について
- 徳島市内の鉄道高架化について

【気象庁】

- 南海地震対策について
 - ・南海地震対策について

【海上保安庁】

- 海上における情報通信網の充実について

【環境省】

- 循環型社会の形成に向けた施策の推進について
- 流域下水道など汚水処理施設の整備促進と人口規模の小さい市町村に対する補助制度の拡充について
- 地球温暖化防止に向けた運輸部門における温室効果ガス削減を実践する施策の推進について
- エネルギー特別会計による生態系保全・再生手法を用いた地球温暖化対策への支援について

